



媒体名称	北側正面 壁面広告 (N 1)
媒体所在地	東京都千代田区外神田1-15-16
広告料金 (税別)	お問い合わせ下さい
製作・取付・撤去費 (税別)	お問い合わせ下さい
サイズ (H×W)	8,000mm× 12,500mm (100㎡)
仕様	ターポリン
照明	なし
開始日	毎月1日・16日
申し込み	<p>決定優先 (基本3カ月前オープン)</p> <p>※ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など、作業規制等により特殊な掲出期間になる可能性のある時期については申込スケジュールが変動する可能性がありますので事前にお問い合わせください。</p>
入稿	<p>2回校正：掲出開始日の3週間前</p> <p>1回校正：掲出開始日の2週間前</p>
掲出規制	パチンコホールNG、消費者金融要確認
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲出枠は赤枠の壁面掲出可能領域内で100㎡以内となります。</li> <li>ターポリンフレームを設置したため、広告掲出面は平面となります。</li> <li>2回校正の場合、追加校正費が別途かかります。</li> </ul>
訴求対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオ会館利用者</li> <li>JR秋葉原駅利用者, 周辺歩行者</li> </ul>

※クライアント、デザインは事前に審査があります。

※天候不順等の理由により掲出日が遅れる場合があります。

※審査通過後のデザインでも掲出後に一般市民からの指摘などがいった場合は、デザイン変更・途中撤去等対応が必要になる場合がございます。

## ■ 確認事項

### < 掲出単位 >

メディアの掲出期間は14日単位となります。施工日は、掲出開始日の前日を予定してます。

### < お申込 >

お申込は、掲出希望月から3ヶ月前の第一営業日以降に決定優先にて販売します。

お申込は、申込書または発注書の提出によって申込の決定とします。

### < 仮デザイン提出 >

仮デザインの提出により、事前審査をさせていただきます。

### < 入稿 >

掲出日開始日の15日前に入稿日（校正1回）とします。

デザインデータは、完全データにて入稿をお願い致します。

### < 施工日 >

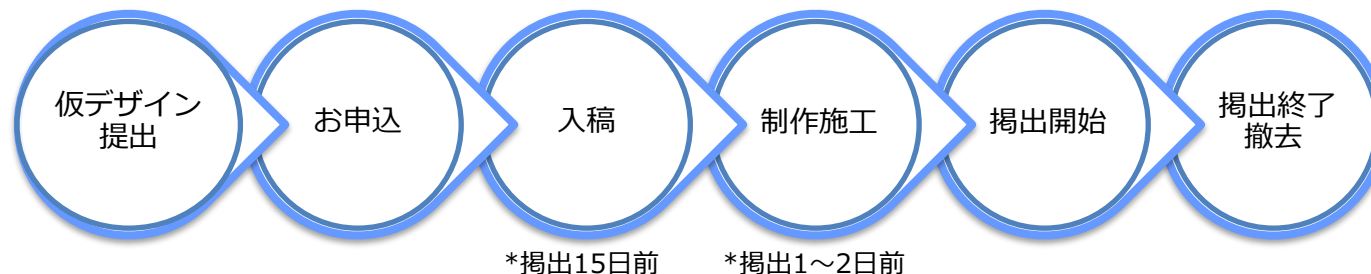
基準施行日を毎月14日～15日夜半、29日～30日夜半に設定し、各々予備日を設けておりますが、詳細は決定後に調整とさせていただきます。  
屋外メディアにつきましては、天候により取付けの遅れ、掲出の中断がおこる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

### < その他 >

広告掲出料のほかに、制作・施工・撤去費が必要です。

請求書記載の期日までに所定の銀行宛てお振込みをお願い致します。（振込手数料は広告主様にてご負担をお願い致します。）

## ■ スケジュール



## ■メディア広告掲出基準

広告及びイベント内容が下記に該当する可能性のある場合は、ご利用をお断りさせていただくことがありますのでご了承ください。

### <法律、規制に関して>

- ・その広告及びイベント内容に関する条例等関係諸法規、また国際法規に違反しているもの、または信義を損なうもの。
- ・各業種、業界において定める公正競争規約や自主規制などに違反しているもの。
- ・企業間または法廷にて係争中の問題を含んだもの。

### <ビジュアル・表現・イベント内容に関して>

- ・内容が公序良俗に反し、公共空間の品位や美観を損ない、環境を悪化させるもの。
- ・広告の責任の所在や実態、内容が明確でないもの。
- ・根拠のない最大級の表現（誇大広告）であったり故意に誤認を誘う表現（不当表示）のあるもの。
- ・効果効能の約束、確定していない具体的金額の表示などが裏付けなく表記されたもの。
- ・暴力や犯罪を肯定、示唆、助長、美化し社会秩序を乱す恐れのあるもの。
- ・醜悪、残虐、猟奇的な表現などにより不快感や恐怖心を起こさせるもの。
- ・人種、民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、病気、職業、境遇、思想信条などで不当に差別するもの。
- ・特定の政党、思想団体、宗教・宗派、意見の広告、並びにそれを擁護し中立の立場を欠くと判断されるもの。
- ・過激な性表現、セクシャルハラスメントにあたるもの、またそのように想起させるもの。
- ・誹謗中傷、人権侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害などにより基本的人権を損なうもの。
- ・児童、及び青少年の保護の視点から健全な育成を妨げるもの。
- ・保護の対象となる特定個人の情報を記載したもの。
- ・射幸心を煽る表現によるギャンブルのPRをおこなった場合。
- ・建物、設備を、損傷、滅失させる恐れがある場合並びに危険物並びに安全性が確認できないものを使用、展示した場合。

### <その他>

- ・来場者及びビル館内・館外の周辺に混乱、危険を及ぼす可能性がある場合。
- ・関係省庁から中止命令が出たもの。
- ・申込書に偽りの記載があったもの。
- ・管理者の指示に従わない場合。
- ・申込者または使用者が、暴力団等を含む反社会的勢力に該当すること、または反社会的勢力との関係を有していることが判明した場合。
- ・広告掲出の事前審査が弊社指定のスケジュールで行われない場合。
- ・その他、(株)秋葉原ラジオ会館及びラジカンマネジメント(株)が不適と判断するもの。